

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

当社は、製造する装置を構成する部品サプライヤーが重要なパートナーであるとの認識のもと生産・供給体制の安定を図る為、計画を事前に開示し余裕を持った生産スケジュールを確保できるよう注文処理を進めています。

また生産した装置の出荷を支える運送事業者も同様に、持続可能な物流体制の構築に向けて、相互理解と協力を重視した取引関係を構築します。

こちらも事前の計画開示の他、エンドユーザー様の理解を得られる案件については運送業者の都合に合わせた出荷日、受け渡し時間の調整等行っています。

- b. IT 実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）
- f. BCP/事業継続（取引先の災害時等の事業継続計画策定の助言 等）

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。 部品の調達ではあらかじめお客様より納期を頂いたうえで、比較的長納期で部品オーダーを行っています。

人手不足が顕著な運送業界においては人員や車両の手配調整が円滑に進むよう、一ヶ月程度前以てオーダーを入れるよう努めています。

また運賃・料金については燃料費・人件費等のコスト上昇を踏まえ案件都度、運送事業者との協議（見積もり）を行います。

スケジュール等も労働時間規制を踏まえ、荷待ち時間削減や、集荷・納品時間の分散などにも気を付けています。

### 3. その他（任意記載）

運送業界関連では今後納期時間指定の緩和や混雑時間をさけた納品時間の提案等、当社よりお客様へ働きかけることを検討しています。

また当社では手形の廃止等、取引形態の健全化を進めました。

2026年1月5日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社協真エンジニアリング 代表取締役社長 小林 太  
企 業 名 役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。